

愛知東邦大学 内部質保証に関する全学的な方針

1. 基本的な考え方

- (1) 建学の精神に基づき、高等教育機関としての教育および研究の水準維持・向上を図りながら社会的使命・責任を果たすために、教育、研究、社会貢献をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証システムを恒常的に機能させる。
- (2) 自己点検・評価の客観性・妥当性および内部質保証の有効性を高めるために、外部評価を実施する。
- (3) 社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価結果を公表する。

2. 組織体制

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長のもとに自己点検・評価委員会を設置する。

3. 手続き

- (1) 各学部および委員会等は、自主的な改善・改革を継続し、教育研究等の質の向上を図るため、「内部質保証に関する全学的な方針」に基づき自己点検・評価を行う。
- (2) 自己点検・評価委員会は、各学部および委員会等から提出された自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、現状認識、課題抽出、改善・向上方策の妥当性等の検証を行い、その結果を委員である副学長が教学マネジメント本部に報告する。
- (3) 自己点検・評価委員会は、教学マネジメント本部に報告の後、教育研究等の成果の普及および活用の促進に資するため、自己点検・評価の結果を自己点検・評価報告書として公表する。
- (4) 自己点検・評価の客観性・妥当性および内部質保証の有効性を高めるため、外部評価委員会を置く。外部評価委員会は、自己点検・評価の妥当性・客観性に関する事項、内部質保証の有効性に関する事項等を評価し、その結果を学長に提言する。
- (5) 学長は、自己点検・評価委員会による報告、外部評価委員会による改善提言等を各事業計画に反映するため、教学マネジメント本部にて検討を行い、改善が必要な場合は各学部・委員会等に必要かつ適切な措置を講ずるよう要請する。各学部及び委員会は、その結果を自己点検・評価委員実施部会に報告する。さらに、改善に研修等が必要な場合は、FD・SD委員会に関係の研修等の企画・立案を依頼する。

愛知東邦大学 内部質保証概念図

